

第23回（平成28年度第2回）熊谷市入札適正化委員会

1 開催日時 平成29年2月14日（火）午後2時開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第4委員会室

3 会議の内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事

ア 入札手続の運用状況に関する報告

イ 抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

・ 一般競争入札	2件／対象案件	32件
・ 指名競争入札	2件／対象案件	40件
・ 随意契約	1件／対象案件	1件

業務委託

・ 指名競争入札	1件／対象案件	14件
----------	---------	-----

〈水道部〉

建設工事

・ 一般競争入札	1件／対象案件	7件
・ 指名競争入札	1件／対象案件	17件

業務委託

・ 指名競争入札	1件／対象案件	2件
----------	---------	----

ウ 次回抽出委員の指名

エ その他

(4) 閉 会

## 議事の概要

### 1 入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成28年9月1日から平成28年12月31日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

#### 【質疑応答】

委員： 全体的に見て、第22回の内容と大きく異なる点はあるか。

事務局： 大きな差異はないと考えている。

委員： 多くの公共工事が存在する中、応札状況が決していいとは言えないという話を昨年来よく耳にするが、今回の対象案件についてその傾向は変わらず続いているのか。

事務局： 大規模工事がそれほど多くなく、市内業者でまかなえる案件がほとんどである。それゆえ、入札の機会も限られており、応札状況は依然厳しいものがある。

委員： 第22回と比較して案件数が減少しているように思うが、実際はどうか。

事務局： 原則、工期末を年度内に設定するという都合上、大型案件の発注が年度当初に多く、下期になると減少するため、全体としての件数が第22回と比較して減少している。

委員： 平成27年度に一般競争入札の設計金額を事後公表としてから約2年経つが、どのような点で変化を感じるか。事後公表の効果を感じる点や、今後の課題等あれば教えてほしい。

事務局： 設計金額の事前公表は、業者に対して最低制限価格の想定をある程度可能にしていた。同額の入札額によるくじ引きでの決定が増加していたところである。

事後公表にすることで、各業者が公表される設計金額に頼らず、各々の積算能力の向上を図り、かつ、発揮しつつ積算をしなければならなくなった。くじ引きを採用する案件が減少し、業者本来の能力によって競争が行われるようになった点でよかったと考えている。

最低制限価格の想定が難しくなったため、請負率が上昇したという指摘も存在するが、総合的に見て公共工事の質を高めるという点に寄与しているものと考えている。

委員： その結果を公開する場を設ける予定はあるか。

事務局： 改めて説明する場を設ける予定は無い。市議会において同様の質問を受け、答弁を行ったことがある。

委員： 制度改正によって出ている影響を分析することは重要であるとする。引続き分析及び検証を行ってほしい。

### 2 抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

#### <市長部局>

事案1・・・熊谷市立秦小学校屋内運動場建築工事【一般競争入札】

#### 【質疑応答】

委員： 本事案の前段階として発注された工事と落札業者が同一であるのは偶然か。

事務局： 偶然である。別々の業者が受注したとしても問題はなく、入札の結果として落札業者が同一となった。

委員： 前段階の工事と一括で発注すれば経費が抑えられそうな気がするが、その点はどうか。

事務局： 分割で発注した大きな理由は、受注機会の拡大である。市立学校の屋内運動場の建設についても、建築工事、電気工事及び設備工事の3工事に分割して発注している。

- 委員： 業者育成の観点からも、分割発注が望ましいように思う。
- 委員： 入札の結果として落札業者が同一となっているとのことだが、前段階の工事を受注した業者が次段階の工事についても落札しやすいということがあるとすると、受注機会の拡大とは言えないのではないか。
- 事務局： 杭打工事及び解体工事は「とび・土工事業」で登録のある業者を選定し、屋内運動場建築工事は「建築工事業」で登録のある業者を選定している。本事案は、両方の業種に登録のある同一業者が結果的に落札できただけである。
- 事務局： これまでの経緯をみても、別業者が落札したケースのほうが多いように思う。
- 委員： 既存の建物の解体はどのタイミングで行うのか。
- 事務局： 本事案の建物は既存の建物と別の位置に建てるため、解体工事はまだ行っていない。具体的な時期は未定だが、今後行う。
- 委員： これまで発注のあった同様の一連の工事と比べて、各段階の発注時期の差が大きく開いているのはなぜか。
- 事務局： 一般的には年度当初の発注で6月議会の承認を得るため、ほぼ同日の発注となっている。本事案については、2年間にわたる債務負担行為の適用による年度途中の発注であったため、1段階目の工事を早期に発注し、余裕をもってその後の段階へと進んだ形である。

#### 事案2・・・市道90096号線道路改良工事【一般競争入札】

##### 【質疑応答】

- 委員： 技術評価の評価結果表に記載されている者について、入札結果表で辞退と記載されるのはどのような場合か。
- 事務局： 技術評価資料の提出はあったが、入札書の提出を行わない場合である。
- 委員： 本事案は道路改良工事とのことだが、道路整備工事という名称の工事も存在する。両者の違いは何か。
- 事務局： 主な違いは用地買収の有無である。道路改良工事は、用地買収を伴い、幅員の変化も伴うものである。それに対し道路整備工事は、既存の道路の整備を行うものであり、用地買収を伴わない。なお、市街地の道路は「整備」として行っている。
- 委員： 本事案において総合評価方式を採用した理由は。
- 事務局： 発注課との協議により総合評価方式採用を決定した。  
前提として、総合評価方式は一般的な競争入札と比較して、公告から契約までに日数を要するため、余裕のある工期設定が可能であることが必要である。  
その上で、本事案は市民の関心の高いものと思われること、及び、交通量の多い国道との交差接続に伴う安全管理が重要であることが当てはまる。また、工業団地を出入りする大型車が通行する道路であるため、路盤や舗装の施工管理が重要であるといえる。  
これらのことから、細心の安全管理及び施工管理が可能な工事成績評定の優れた業者に発注するため、本事案において総合評価方式を採用した。
- 委員： 除雪契約実績等の評価項目が、実際の工事内容と適合しないように思うが、その点はどのように考えているか。
- 事務局： 本事案においては、除雪契約実績及び障害者雇用の採点による各業者に点数の差がなかった。  
埼玉県では県道の整備や維持管理に貢献している業者を表彰するなどし、その受賞実績を評価項目に加えているようだ。本市としてもそのような点を考慮したいが、市道は幹線道路から生活道路まで数多く存在するため、現実的には難しいというのが現状である。
- 委員： 本事案は低入札価格調査を行っており、元請業者の社会保険等の加入状況も確認して

いるものと思うが、契約後に締結された下請契約の相手方についても確認を行っているのか。

事務局： 下請業者についても、下請契約を締結した際にはその報告の提出を求めており、社会保険の加入状況等を確認している。

事案3・・・熊谷市立石原小学校普通教室空調設備工事【指名競争入札】

事案4・・・熊谷市立妻沼東中学校昇降口ピロティ屋根改修工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 事案3は指名競争入札によって執行されているが、業者の指名選定方法を教えてほしい。

事務局： 建設工事について、設計金額1,000万円未満の案件は指名競争入札によって行っている。設計金額500万円以上の案件については契約室長、500万円未満の案件については契約室次長が業者の選定を行っている。

事案3については工事内容から、管工事業の中でも冷暖房空調設備工事に登録のある業者から選定した。該当業者は全部で9者あるが、そのうち1者は昨年度から一度も応札をしていないため選定から外すこととした。該当業者が多数存在する場合には、地域性等を考慮して選定する。

委員： 事案3は8者中7者、事案4は7者中4者と、それぞれ半数以上が辞退しているが、その理由として何が考えられるか。

事務局： 工事の内容によって各業者の得手不得手があるためと考えている。事案3については、請負率が100%となっており、これは設計金額の事前公表を行っている影響もあるが、100%の金額でなければ対応できないという意思表示ととらえられる。

委員： 事案3のように応札者が1者しかいないという入札は頻繁にあるものなのか。

事務局： 年に数件は存在する。

委員： 両事案とも辞退者が多い。競争性がはたらかなくなってしまうことが懸念されるので、応札が増えることを期待する。このような状況の中で競争性を確保する手立てはあるか。

事務局： 一つの手段として、今回の対象であるC級に加え、上位のB級を選定対象とすることが考えられる。しかし、C級業者の育成を目指すという観点から考えると、現実的には難しいというのが本音である。

委員： 今回のような規模の入札を一般競争入札で行うことは難しいか。

事務局： 小規模なものはC級の業者に受注してもらうという業者間の棲分けが必要であり、一般競争入札として実施することは難しい。雪害の際に狭い路地等の除雪で力になってくれる業者は主にC級の業者であるため、その育成は必須である。

委員： 事案4は、落札業者の応札額が最低制限価格と同額であるがその理由は何が考えられるか。

事務局： 本事案の最低制限価格は、事前に公開している設計金額の90%の額であった。業者がその額を目指して応札した結果と思われる。本市では最低制限価格の算出方法について平成28年4月の中央公契連モデルを準用しており、各種経費に所定の掛率を乗じた額の和で計算している。当該モデルにおいては、算出した額が設計金額の70%に満たない場合は70%、90%を超える場合は90%として最低制限価格を設定することとされており、本事案については、算出の結果90%を超えていたため、90%の額となった。

応札額については、業者が積算の結果として求めたのか、単に90%として求めたのかはわからない。

委員： 公表している設計金額というのは総額のみか。

事務局： そのとおり。

委員： 本事案のように、応札額が設計金額の90%となることは過去にもあったように思うが、どうだっただろうか。

事務局： 大規模工事だと最低制限価格が90%となることがある。平成26年度は一般競争入札においても設計金額を事前公表としていた影響もあり、最低制限価格と同額での応札も多かった。

事案5・・・総簡加)舗装指定修繕工事(その4)256に伴う人孔蓋交換工事【随意契約】  
【質疑応答】

委員： マンホール蓋の素材は何か。また、耐久年数はどれほどか。

事務局： 素材は鋳鉄である。耐久年数は一般的には15年である。ただし、設置場所が交差点の中であつたり、大型車両が頻繁に通行する部分であつたりする場合には、消耗が激しくなり、耐久年数も短くなる。

委員： 随意契約とした理由に金額の削減ということがあつたが、単独での発注と比べてどれほど削減できるという算段であつたか。

事務局： 単独発注の設計金額に対して約15%の削減ができた。

委員： 見積合せは複数回行っているのか。

事務局： そのとおり。見積合せへの参加依頼をする時点で、見積書を複数枚準備するようお願いしている。

事案6・・・熊谷駅正面口駅前広場改修実施設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 本事案において、設計金額が確定するまでの流れを教えてください。

事務局： 国や県の歩掛が存在しないため、「建設工事に係る見積取扱要領」に従い、3者以上の業者へ見積を徴し、その平均値を参考に設計金額を算出した。本事案については5者から見積を徴取した。

委員： 見積を徴した業者は、指名した業者に含まれているのか。

事務局： 含まれている。

委員： 本事案では、一者のみが安価な金額、かつ、低入札調査基準価格と同額での応札をしている。一般的にそのような応札は可能なのか。

事務局： 本事案は工事に係る業務委託であり、指名競争入札によって執行しているため、設計金額を事前に公表している。また、工事に係る業務委託のうち設計金額1,000万円以上の案件については低入札調査基準価格を設けており、設計金額の70%という算定方法についても公開しているため、低入札調査基準価格と同額での入札が可能である。

委員： 落札業者の応札額のみが他者の応札価格と比べて安価であるが、その理由は何が考えられるか。

事務局： 特段、理由については把握していないが、本事案がラグビーワールドカップの開催に伴うものであるため、落札する意欲が高かったことの表れではないかと考えている。

事務局： 過去5年間に他の地方公共団体で執行された同様の入札についても、本事案の落札業者は他の応札者より安価で応札している場合が多い。

委員： 見積を徴した5者の中に、今回の落札業者も含まれているのか。

事務局： 含まれている。見積の金額は、今回の応札の額より高かった。

委員： 建設工事の場合、施工者として後々まで名前を残すことがあると思う。本事案のような設計業務委託についても、同様のことがいえるか。

事務局： 本事案は景観そのものを設計することとなるため、都市景観の表彰等により、設計業者の名前が残ることは考えられる。

＜水道部局＞

事案７・・・銀座地内配水管改良工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： 市長部局の事案と比べて失格者が多いようだが、実際のところはどうか。

事務局： 抽出事案のみをみるとそのように思うところもあるが、全体として大きな差異は無いものとする。

委員： 最低制限価格の制度そのものには賛成であるが、失格者が多ければよいというものではない。

事務局： 金額面のみを目を向ければ、安価での施工のほうがよいのではないかという指摘もある。しかし、過度の価格競争は業界の疲弊を招く恐れがあり、業者の育成及び市全体の経済活性化という点で、本制度は重要な役割を果たしているものにとらえている。

委員： 水道部と市長部局とで、最低制限価格の算出方法や運用に違いはあるのか。また、失格が多いことに対して、企業努力という点では何ができるのか。

事務局： 共通の算定式を用い、等しく運用している。

委員： 市長部局では積算システムを導入、利用しているようだが、水道部の設計積算においても同様か。

事務局： 積算システムは導入しておらず、全て職員により積算を行っている。

なお、積算には全国簡易水道協議会が出版している「水道事業実務必携」を利用している。

事務局： 設計者、検算者、係長及び課長の手を経て、積算内容について確認をしている。

事務局： 企業努力という点では、工事の執行起案から３か月を経過した案件について、金額入りの設計書を情報公開請求という形で求めることができる。

委員： 実際に請求をする業者はいるのか。

事務局： 平成２６年度の公開請求が５８件であったのに対し、一般競争入札の設計金額を事後公表とした平成２７年度の請求は２２１件であった。

事案８・・・柿沼地内配水管改良工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 水道事業の管轄は厚生労働省か。

事務局： 上水道については厚生労働省の管轄である。なお、下水道は国土交通省の管轄である。

事務局： 水道法の中で、厚生労働大臣が水道事業の認可をすると定めている。

委員： 水道管の耐用年数はどれほどか。

事務局： ４０年である。現在、厚生労働省において耐用年数の見直しを行っている。

委員： ４０年では長すぎるということか。

事務局： 短すぎるということである。技術の革新等により、４０年以上の耐久年数を有する物も出てきている。中には１００年もつ物もあるようだ。

事案９・・・配水管改良工事実施設計業務委託（その２）【指名競争入札】

【質疑応答】

委員： 水道部の設計業務委託において、業者ごとに得手不得手があるものなのか。

事務局： ある。水道管敷設に特化した業者がいる一方で、建物の設計を得意とする業者もいる。

委員： 本事案で指名した業者は、水道管敷設の設計を専門とする業者ということか。

事務局： そのとおり。

委員： 設計概要に「仮設管あり」と記載されているが、どのような意味か。

事務局： 実際に施工する際に施工箇所で水道の流れが止まらないよう、仮設管を使用する。仮設管を敷設するという内容についても、設計業務の一部として委託している。

事務局： 仮設管を使用せずとも、道路の反対側に敷設すればよいという意見があるかと思うが、道路管理者の指示により、水道管の敷設位置が定められており、元々埋設されていた部分に再び埋設することが原則となっている。

委員： 本事案で指名した業者について、前期に発注された同様の設計業務委託と重複する業者が多いようだが、業者数が限られているのか。

事務局： 本事案は、道路整備工事と並行して行うことが必要であったため、実績のある業者として指名を行った。

委員： 本事案の指名対象となっている建設コンサルタントの水道施設に登録のある業者はどれほどいるのか。

事務局： 市内本店業者が3者、市内代理業者が2者である。県内本店業者の数は手元に資料がなく正確にはわからないが、市内本店及び市内代理業者の数をみる限り、他の業務への登録者数と比べて、決して多いとは言えない状況である。

### 3 次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

### 4 その他

委員： 入札業務への取組み方についても言及したが、市民代表としての意見として今後の業務に生かしてほしい。

以上で、閉会となった。